

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（平成28年法律第63号による改正前のもの。以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年5月6日付けで行った、請求人の子である〇〇〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

処分庁は、母親と祖父母間の単純な親子間のトラブルとして扱い、母親の養育能力の欠如、虐待行為等の事実を考慮していない。

親子間のトラブルがなく、東京にある本児の住民票さえ取得できていれば、5月9日頃には本児の転校が実現しており、「義務教育の準備もできていない・・・不安定な状況にあった」とする処分庁の主張は誤りである。東京の母親以外に、本児の引き取り手として〇〇に祖父母や伯母（母親の姉）が存在するため、東京での本件処分の取消しを求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月7日	諮問
平成29年1月27日	審議（第5回第3部会）
平成29年2月16日	審議（第6回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法25条は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。そして、法26条1項は、児童相談所長が、法25条の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。

これを受けて、法27条1項は、都道府県は、上記報告のあった児童について、「次の各号のいずれかの措置を採らなければならない」とし、同項3号は、児童を児童養護施設等に入所

させる措置について規定している。東京都においては、法 27 条 1 項の措置を行う知事の権限は、法 32 条 1 項及び法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号）1 条 1 項 1 号により、児童相談所長に委任されている。

- (2) 法 33 条 1 項は、児童相談所長は法 25 条による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができると規定している。

そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には、児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断や、どのような期間一時保護を継続するのかの判断は、いずれも都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、一時保護を解除するか否かの判断は一時保護を継続するか否かを消極方向から検討するものであるから、その判断も児童相談所長等の合理的裁量に委ねられていると解すべきとされている（東京地方裁判所平成 27 年 3 月 11 日判決・判例時報 2281 号 80 頁参照）。

この一時保護を行う必要がある場合として、「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）によれば、「緊急保護」（ア 棄児、迷子、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合、イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合）、「行動観察」（適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動

観察、生活指導等を行う必要がある場合)などを例示している(運営指針第5章・第1節・1・(1)及び(2))。

また、一時保護は原則として、子どもや保護者の同意を得て行う必要があるが、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、この限りでないとして、子どもの親権を行う者の同意が得られない場合にも行うことができる(運営指針第5章・第1節・3・(1)及び(3))。

- (3) 児童相談所は、法施行規則5条の2に基づき、管轄区域を有しているが、相談援助活動は、子どもの保護者(親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者)の居住地を管轄する児童相談所が原則として行うこととされ(居住地主義)、居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所をいい、住民票記載の「住所」や民法(明治29年法律第89号)の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しないとされている(運営指針第3章・第2節・4・(1))。

そして、警察からの通告及び送致等は、子どもの保護者の居住地にかかわらず、その子どもの現在地を管轄する児童相談所に行われるので、これを受け付けた児童相談所にあっては受け付け後、子どもの状況や家庭環境等について調査、判定を行い、関係児童相談所への移管の適否や移管の方法等について決定するものとされている(運営指針第3章・第2節・4・(3))。

法33条に規定する一時保護は、子どもの福祉の観点から保護者の居住地にかかわらずその子どもの現在地において行うことができるが、一時保護を行った後にその子どもの居住地が当該児童相談所の管轄区域外であることが判明した場合には、速やかにその子どもの居住地を管轄する児童相談所に移管するものとされ(運営指針第3章・第2節・4・(7))、ケース移管を

受けた児童相談所は、法 25 条の通告に代わるものとして取り扱うこととされている（運営指針第 3 章・第 2 節・5・(1)・ア・(エ)）。

(4) なお、運営指針は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であり、東京都における適正な児童家庭相談援助活動を実施するための指針として合理的なものである。

2 これを本件についてみると、〇〇警察署長の通告を受けて、本児の現在地（〇〇市）を管轄する〇〇家庭センター長が、本児の一時保護決定処分を行ったところ、本児の居住地が東京都〇〇区にあったことから、同センター長は当該処分を解除して本児の居住地（東京都〇〇区）を管轄する処分庁にケース移管し、処分庁が当該移管を法 25 条による通告に代わるものとして受け付けたことは、運営指針に則り、適正に行われたものと認められる。

そして、上記 1・(2)のとおり、本児に対して一時保護を加えるか否か、一時保護を解除するか否かは、処分庁の合理的裁量に委ねられていると解すべきところ、処分庁の担当職員が本児の養育について母親に対する援助指導を行っている最中に、本児が一時的に祖父母宅に帰省していた際、〇〇家庭センター長による本児の一時保護決定処分が行われるに至ったことなどを踏まえると、処分庁がケース移管を受けた上で、法 33 条の規定に基づき「児童の安心、安全な生活ができるよう環境を調整する必要がある」との判断の下に本件処分を行ったことは、処分庁に与えられている合理的な裁量の範囲を逸脱したものとは認められず、これを違法又は不当と評価することはできない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や

法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成